

## 東京都北区がけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業実施要綱

制定 31 北ま建第 2844 号

令和 2 年 3 月 24 日 区長決裁

### (目的)

第 1 条 この要綱は、がけ及び擁壁の所有者等に擁壁工事及び擁壁改修工事に関する具体的な提案を行うことにより、安全な擁壁の設置の促進及び敷地の安全性の向上を図り、もって区民の安全の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) がけ

傾斜地のうち傾斜が 2 分の 1 勾配を超える角度をなす土地をいう。

(2) 擁壁

がけの崩壊を防ぐための土留めであり、常に土圧を受ける工作物で鉄筋コンクリート造、間知石積造等であるものをいう。

(3) 所有者等

がけ及び擁壁の全部又は一部を所有又は占有する者をいう。

(4) がけ・擁壁改修アドバイザー

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による一級土木施工管理技士又は技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による技術士のうち、がけ及び擁壁の構造に対し深い知識のある者で、がけ及び擁壁の調査及び助言を行うものをいう。

(5) 道路等

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の道路又は一般の交通の用に供している通路をいう。

### (実施する事業)

第 3 条 この要綱に基づくがけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）は、無料で実施する。

2 がけ・擁壁改修アドバイザーは、次に掲げる業務を実施する。

(1) がけ及び擁壁の現地調査をすること。

(2) 所有者等に対するヒアリングをすること。

(3) がけ及び擁壁の現状の問題点を整理し、擁壁改修提案書を作成し、及び工事費の概算額を算定すること。

3 本事業は、区が委託をして実施するものとする。

4 本事業は、予算の範囲内で実施するものとする。

(対象となるがけ及び擁壁)

第4条 本事業の対象となるがけ及び擁壁（以下「擁壁等」という。）は、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（その一部又は全部が区内に存するものに限る。）とする。ただし、既に本事業を受けたことがあるものを除く。

- (1) 道路等に面するもので、高さが1.5メートル以上のもの
- (2) 道路等に面するもの以外のもので、高さが2.0メートルを超えるもの

2 前項本文の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるものについては、本事業の対象とする。

3 小段等によって上下に分離された擁壁等がある場合において、下層の法面の下端を含み、かつ、水平面に対し2分の1勾配の斜線を超える部分に上層の法面の下端があるときは、その上下の擁壁等は一体のものとみなして、前2項（第1項ただし書を除く。）の規定を適用する。

(対象となる者)

第5条 本事業を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 擁壁等の所有者等であること。
- (2) 住民税を滞納していないこと。
- (3) 不動産の譲渡又は貸付を業とする者（以下「不動産業者」という。）でないこと。ただし、不動産業者等が共有者であり、その持ち分が2分の1未満である場合は対象とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める者については、対象者とすることができる。

(申請手続)

第6条 本事業を受けようとする者は、がけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業対象承認申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 擁壁等の所有者等であることが確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類
  - ア 固定資産税納税通知書及び固定資産税課税明細書の写し
  - イ 当該土地の登記事項証明書 6箇月以内に発行されたもの
  - ウ 賃貸借契約書（所有者以外の場合）
  - エ その他所有者等であることが確認できると区長が認める書類
- (2) 住民税を滞納していないことが確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類
  - ア 通年で住民税を納税していることが確認できる書類の写し

イ 現在非課税であることが確認できる書類の写し

(3) 承諾書（擁壁等が共有又は占有の場合）

(4) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、対象とすることを決定したときは、がけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業対象承認決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による審査の結果、対象としないことを決定したときは、がけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業対象不承認決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 第1項の規定により申請をすることができる期間は、4月1日から12月28日までとする。ただし、期間の末日が、東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）の定める区の休日に当たるときは、その期間の末日前の直近の休日以外の日までとする。

（事業の取りやめ）

第7条 本事業の承認決定を受けた者は、事情により承認決定を受けた事業の実施が困難となったときは、速やかにがけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業取りやめ届（別記第4号様式）により、区長に届け出るものとする。

（承認決定の取消し）

第8条 区長は、第6条第2項の規定による本事業の承認決定（以下「承認決定」という。）を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により承認決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 前条の規定に該当することとなったにもかかわらず、がけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業取りやめ届を提出しないとき。

(4) 派遣を受けることができる期間（承認決定を受けた日から当該日が属する年度の1月31日まで）内に派遣を受けないとき。

2 区長は、前項の規定により承認決定を取り消すときは、がけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業承認取消決定通知書（別記第5号様式）により、承認決定を受けた者に通知するものとする。

（がけ・擁壁改修アドバイザー派遣の実施）

第9条 区長は、承認決定を行ったときは、速やかにがけ・擁壁改修アドバイザーに派遣を依頼するものとする。

2 がけ・擁壁改修アドバイザーが本事業による業務を行う場合は、区が発行するがけ・擁

壁改修アドバイザー登録証明書（別記第6号様式）を携帯し、提示を求められたときは、いつでも提示するものとする。

（完了報告）

第10条 前条第1項の規定により派遣されたがけ・擁壁改修アドバイザーが、業務を完了したときは、がけ・擁壁改修アドバイザー派遣事業完了報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長及び承認決定を受けた者に報告するものとする。

（1）擁壁改修提案書

（2）がけ及び擁壁の位置を記載した案内図及び写真

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年1月5日3北ま建第2233号 副区長専決）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月29日4北ま建第2509号 区長専決）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和8年3月26日付7北ま建第2625号）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱の改正前の様式による用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。